

幕張海浜公園活性化施設整備・運営事業

評価基準書

令和6年3月

千葉市都市局公園緑地部緑政課

目次

1	本評価基準書の位置づけ	1
2	審査方法	1
3	審査体制	1
4	審査結果の公表	1
5	審査の進め方	1
6	事業予定者の決定	2
7	審査項目	3
8	審査方法	4

1 本評価基準書の位置づけ

本評価基準書は、千葉市（以下、「本市」という。）が、民間のノウハウや資金等を活用した「幕張海浜公園活性化施設整備・運営事業」（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、事業者を選定するための評価基準等を示したものです。

2 審査方法

応募者から提出された、募集要項に係る提案書等（以下「提案書等」という。）に対して、資格要件の審査、基本的事項の適格審査並びに活性化施設整備計画及び、管理運営計画等（以下「活性化施設整備計画等」という。）に関する審査を行います。

3 審査体制

提案書の審査は千葉市公園等活用事業選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行います。選定委員会では、応募者から提出された活性化施設整備計画等について、本評価基準書の内容に基づき評価を行います。その後、市が事業予定者及び次点を選定します。

4 審査結果の公表

審査結果については、すべての応募者に個別に通知します。また、事業予定者については、活性化施設整備計画の概要とともに公表します。

5 審査の進め方

（1）2段階審査

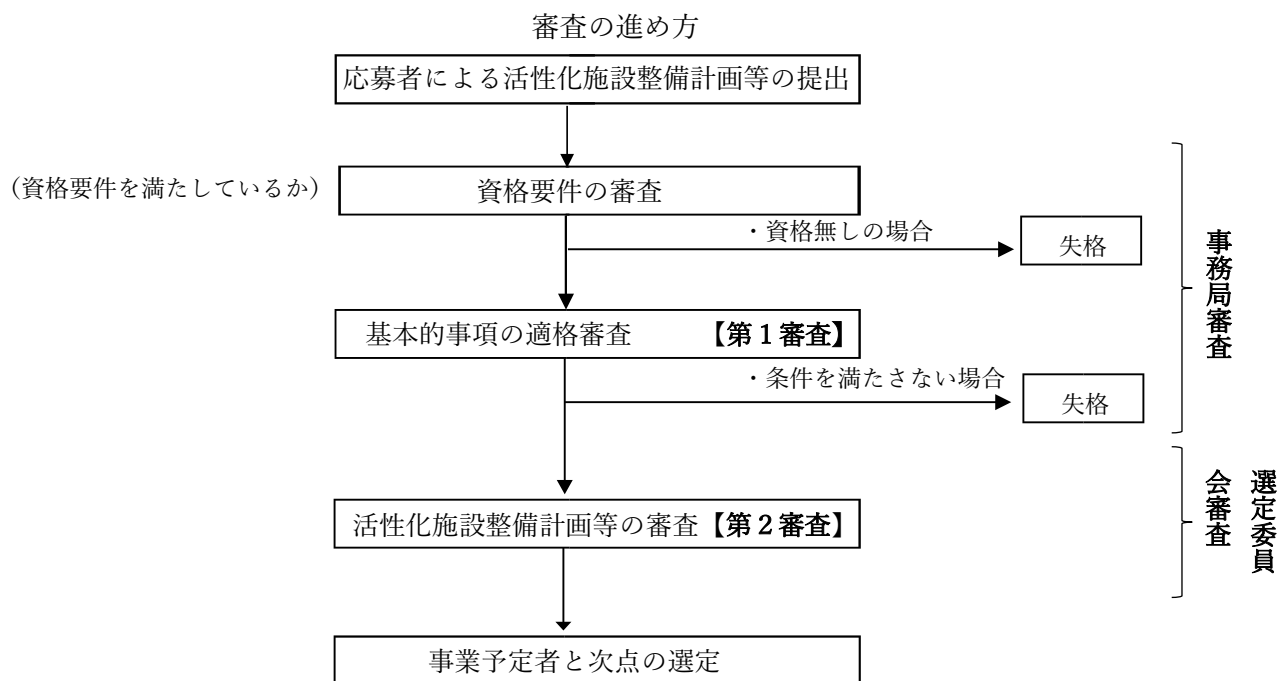
- ・ 事業予定者の選定は、2段階の審査で進めます。
- ・ 第1審査として市（事務局）が応募資格要件の審査及び、活性化施設整備計画等の審査を行います。
- ・ 第1審査を通過した計画について、選定委員会による第2審査を行います。

（2）第1審査

- ・ 第1審査では、以下の基本的事項について、適格性審査を行います。審査結果は、事務局の意見を付して、選定委員会へ送付します。
 - ① 活性化施設整備計画等が募集要項等に照らし適切なものであること
 - ② 活性化施設整備計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと
 - ③ 本市の負担額が募集要項に定めた上限額以内であること
 - ④ その他、事業実施条件からの逸脱等、重大な不適切箇所がないこと

(3) 第 2 審査

- ・ 第 2 審査では、第 1 段階の審査を通過したすべての応募者について審査を行います。
- ・ 選定委員会では、応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえて、6 に示す審査項目に従って活性化施設整備計画等の評価を行います。



6 事業予定者の決定

市は、選定委員会の評価に基づき事業予定者及び次点の選定を行います。

7 審査項目

(1) 資格要件の審査

(審査項目の内容)

応募者が次の資格要件を全て満たしていることを確認します。

- ①募集要項第4・3・(1) アに示す応募者の資格
- ②募集要項第4・3・(1) イ及びウに示す応募の制限及び応募条件

(2) 基本的事項の適格審査【第1審査(事務局審査)】

(審査項目の内容)

- ①活性化施設整備計画が募集要項等に照らし適切なものであることを確認します。
- ②活性化施設整備計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを確認します。
- ③本市の負担額が募集要項に定めた上限額以内であることを確認します。
- ④その他、事業実施条件からの逸脱等、重大な不適切箇所がないか確認します。

(3) 活性化施設整備計画等の審査【第2審査(選定委員会審査)】

活性化施設整備計画等の内容について、別表の基準に従って審査します。

8 審査方法

(1) 資格要件の審査

募集要項に定める条件を満たしていないときは失格とします。

(2) 基本的事項の適格審査【第1審査（事務局審査）】

本書の7（2）に示す条件を満たしていないときは失格とします。

(3) 活性化施設整備計画等の審査【第2審査（選定委員会審査）】

①活性化施設整備計画等の提案内容について、別表の評価項目、配点割合に基づき加点方式により評価します。

②7（3）価格提案については、比例配点方式により次のとおり評価します。

ア 活性化施設の建設に要する費用に係る評価

i 本市が負担する整備費に係る評価は10点満点とします。

ii 本市が負担する整備費に係る評価方法は、比例配点方式により応募者から提案された最も低い市の負担割合を10点とします。その他応募者の提案は、以下の計算方法のとおり評価します。

$$\text{評価点} = 10 \text{点} \times (\text{応募者から提案された最も低い市の整備費負担割合}) / (\text{当該事業者の提案における市の整備費負担割合})$$

イ 活性化施設の運営による市への還元に係る評価

i 本市への還元に係る評価は10点満点とします。

ii 本市への還元に係る評価方法は、比例配点方式により応募者から提案された最も高い還元割合を10点とします。その他応募者の提案は、以下の計算方法のとおり評価します。

$$\text{評価点} = 10 \text{点} \times (\text{応募者から提案された最も高い市への還元割合}) / (\text{当該事業者の提案における市への還元割合})$$

以上